○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1）円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等 | A　洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾監危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。（ホットメールの構築） | 現状と課題 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・区（市）の事情により、東京都から防災情報を区（市）長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 | ・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。 | ・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・R6.4　東京都により空堀根・根川川が水位周知河川に指定された。<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・本市を流れる野川は都管理の洪水予報河川ではあるが、市域内は洪水予報区間から外れている。そのため、都から洪水予報の伝達系統に本市は含まれていない。 | ・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。 |
| | | 今後の具体的な取組 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | | | ・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | ・東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | | |
| | | R5年度 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・区（市）の事情により、東京都から防災情報を区（市）長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。<br>※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | | | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | | | |
| | | R6年度 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・区（市）の事情により、東京都から防災情報を区（市）長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。<br>※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | | |
| | B　洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。（避難指示等の発令判断の支援） | 現状と課題 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・区（市）の事情により、東京都から防災情報を区（市）長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。<br>※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | ・水防災総合情報システムを通じて、水位計や雨量計の情報を入手している。 | ・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 | 東京都からの避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・市長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 | ・市内に都管理河川は流れていない。 |
| | | 今後の具体的な取組 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | ・東京都からの情報を関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。 | ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | ・引き続き、東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを整備していく。 | ・東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | |
| | | R5年度 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・区（市）の事情により、東京都から防災情報を区（市）長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。<br>※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | 東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。 | | 東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 | | | |
| | | R6年度 | 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・区（市）の事情により、東京都から防災情報を区（市）長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。<br>※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | 東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。 | | 東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等 | A　洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾監危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。（ホットメールの構築） | 現状と課題 | ・令和6年4月から区市町村内の河川が水位周知河川に指定された。<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・東京都からの防災情報は、防災担当部署においてFAX及びメール等で受信している。受信した情報については、追うに市長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・区市町村内には洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。 | ・令和6年4月から区市町村内の河川が水位周知河川に指定された。<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | 【区市町村】<br>洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象<br>【東京都】<br>建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | ・東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに伝達できるよう体制等を整備していく。 | | 東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | |
| | | R5年度 | | | | | |
| | | R6年度 | 東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | R6年度に水位周知河川の指定あり。<br>東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに伝達できるよう体制等を確認した。 | | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | |
| | B　洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。（避難指示等の発令判断の支援） | 現状と課題 | 東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。 | ・市長が避難指示等を判断する際に必要となる河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | ・東京都都災害情報システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>総務局、建設局、港湾局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 引き続き、東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ていく。 | ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | ・引き続き、東京都から防災情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | ・東京都都災害情報システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。 | |
| | | R5年度 | 東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得た。 | ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施取組に応じて対応を検討していく。<br>・「東京都 水防災総合情報システム」内の水位計や雨量計、河川カメラを活用し、防災部署において直接各種情報の収集を実施している。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | 令和5年度中に市内に流れる2河川が水防法の洪水浸水想定区域指定拡大に伴う指定を受けることから、令和6年度に注意報・警報・特別警報のメールにて自動配信されるサービスを構築する予定である。 | |
| | | R6年度 | ・令和6年4月から区市町村内の河川が水位周知河川に指定された。<br>・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得た。 | ・「東京都 水防災総合情報システム」内の水位計や雨量計、河川カメラを活用し、防災部署において直接各種情報の収集を実施している。 | ・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 | 東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水管対応タイムライン） | ・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。<br>・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。 | 現状と課題 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。<br>・受信した情報については、直ちに区市町村長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・多摩川タイムラインの中で残堀川についても言及している。<br>「水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成し、それに基づき発令を判断している。 | ・多摩川、残堀川のタイムラインを作成済。<br>・残堀川は久留の恐れが高くなった場合の対応における指標に「残堀池上」水位及び「残堀池下」水位を用い、残堀川流域浸水予想区域図に示す浸水エリアの住民に対し行う。<br>注意水位に到達したときには、水防本部体制を立ち上げ、水防第一非常配備態勢をとる。<br>警戒水位に到達したときには、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、水防第二又は第三非常配備態勢をとる。<br>危険水位に到達したときには、避難勧告を発令し、更に降雨が続き被害が拡大すると予測されるときには、避難指示を発令する。 | ・地域防災計画では水位周知河川が避難判断水位に達し、東京都から伝達された氾監警戒情報を基に判断し、避難情報を発令することとしているが、市内を流れているのは石神井川の上流のため、避難するべきなのか判断が難しい。 | ・地域防災計画において、市内を流れている河川について避難勧告等の発令の判断基準を設けている。 | ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。<br>・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 | ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。<br>・受信した情報については、必要な関係部署に伝達するよう対応している 。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。 | ・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。 | ・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図っていく。 | 石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 | ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。 | ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。<br>・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 | ・洪水に関する避難情報の発令基準と風水害対応マニュアルに定めているが、地域防災計画に反映させるほか、発令対象区域を詳細に検討していく。 |
| | | R5年度 | 【都管理河川を有する区市町村】<br>・〇〇川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。<br>・多摩関連携型、避難情報着目型どちらを作成していくか検討し、今後〇〇型タイムラインの作成を検討していく。<br>・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図った。<br>・地域防災計画に定めている発令基準等について見直した。<br>・〇〇川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。<br>・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。<br>【都管理河川を有せず、浸水範囲も存じない区市町村】 | ・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。 | ・令和5年度は水害対応や水害の訓練はなかったが、水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、引続きタイムラインの充実を図っていく。 | 石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 | 特段の施策は実施していない | ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 | |
| | | R6年度 | 【都管理河川を有する区市町村】<br>・〇〇川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。<br>・多摩関連携型、避難情報着目型どちらを作成していくか検討し、今後〇〇型タイムラインの作成を検討していく。<br>・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図った。<br>・地域防災計画に定めている発令基準等について見直した。<br>・〇〇川において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。<br>・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。<br>【都管理河川を有せず、浸水範囲も存じない区市町村】 | ・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。 | 水害対応や訓練を行った際には、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、引続きタイムラインの充実を図っていく。 | 石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 | ・空堀側・柳瀬川について、市の避難における判断基準となるタイムラインについて検討していく。<br>・令和7年度の地域防災計画修正に向け、現行定めている発令基準等について見直しを検討していく。<br>・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討していく。 | ・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定めることを検討している。 | |
| | ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周 | 現状と課題 | ・区独自の登録制メールにより洪水情報を周知している。<br>都河川氾濫による避難勧告等の想定はないが、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急告知ラジオ、フェイスブック、ツイッターなどを備えている。 | ・防災ハンドブック・ハザードマップを作成し、洪水等の情報を周知している。ホームページや広報車、ライン・ツイッター、登録制メール、防災無線で避難勧告等の発令を市民に周知している。 | ・市ホームページにおいて、多摩川調布橋観測所及び残堀川残堀池上・池下観測所の水位確認サイトへリンクを貼っている。<br>・避難情報については市内部で連携し、登録制メールを始め、あらゆる手段を用いて住民への周知を図っている。<br>・外国人向けの情報提供手段がないのが課題となっている。 | 市内に河川監視用カメラ等はなく、河川の様子を見ることはできない。<br>・避難情報等は防災行政無線やHP、ツイッター、フェイスブック、緊急メール、広報車を利用して、住民へ周知を行う。 | ・情報が住民に確実に伝わっていない。<br>・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、ツイッターなどを備えている。 | ・独自防災訓練の機会を通じて各種媒体を活用し、登録制メール等の登録を促している。 | ・市の登録制メールにより洪水情報を周知している。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水管対応タイムライン） | ・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。<br>・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。 | 現状と課題 | ・風水害（台風）時における水防箇所に係るタイムラインを作成している。<br>・「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備している。 | ・水害に関する避難指示等の発令基準及びタイムラインを定めている。 | ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。<br>・受信した情報については、直ちに区市町村長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に改定し運用している。<br>・洪水予報河川および水位周知河川がないためタイムラインは作成していない。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【気象台】<br>【東京都】<br>総務局、建設局、港湾局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 必要に応じて確認・更新等を行う。 | ・水害に関する避難指示等の発令基準及びタイムラインについて、定期的に見直し検討していく。 | 水防対応後等にタイムラインや避難情報の発令対象地域・基準等の見直し、検討をしていく。 | 必要に応じて確認・更新等を行う。 | |
| | | R5年度 | タイムライン及び「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」の内容を確認した。 | ・令和3年5月の災害対策基本法の一部改正に伴い、地域防災計画を94年度末に改訂した。<br>・避難指示等の判断・伝達マニュアル、風水害・土砂災害におけるタイムラインについても策定済。 | タイムラインの作成が完了している。 | 風水害対応マニュアルにおいて、避難情報等の発令目安は整理されているが、河川毎のタイムラインについては作成されていない。作成の必要生を含め検討していく。 | |
| | | R6年度 | タイムライン及び「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」の内容を確認した。 | ・避難指示等の判断・伝達マニュアル、風水害・土砂災害におけるタイムラインについて、見直しを検討していく。 | タイムラインの作成が完了している。 | 前年度と同様に、風水害対応マニュアルにおいて、避難情報等の発令目安は整理されているが、河川毎のタイムラインについては作成されていない、作成の必要生を含め検討していく。 | |
| | ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周 | 現状と課題 | ・市ホームページにて、東京都水防災総合情報システムへのリンクを掲載し、周知している。<br>・より多くの市民に情報を届けるための工夫が必要である。 | ・市ホームページにて「東京都 水防災総合情報システム」のリンクを掲載し、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、ツイッターなどを備えている。<br>・洪水情報や避難情報は、清瀬市メール一斉配信サービス、市ホームページ、SNS（Twitter、Facebook）、防災行政無線、車両による広報などにより、住民に伝達している。<br>・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。<br>・外国人居住者への周知が課題である。<br>・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾監危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていることが課題である。 | ・市独自の登録制メールにより避難情報などの防災情報を周知している。<br>・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、ツイッターなどを備えている。 | ・ホームページに、東京都水防災総合情報システムのリンクを掲載している。<br>・緊急速報メール一括配信システムの導入とともに、携帯電話を保有していない世帯に対して、固定電話での情報配信事業を新設した。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【気象台】<br>【東京都】<br>建設局、港湾局 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ④危旋レベルの統一による防災情報の整理 | ・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。 | 現状と課題 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。<br>・警戒レベルと避難行動を結びつよう周知を図っていく。 | ・気象庁や東京都が発表する相当情報と市が出す防災情報との違いが、住民には理解することが難しくなっており、混乱する一因となっている。 | ・避難情報を発令する際は警戒レベルを表記し発令している。<br>・警戒レベルと警戒レベル相当情報の違いが分かりづらく、情報を受け取った住民が混乱してしまう。 | ・防災マップに警戒レベルについての説明を記載し、住民への周知を図っている。<br>・警戒レベルが分かる発表形式で、避難指示等の発表を行う必要がある。 | ・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。<br>・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。 | ・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表するよう取り組んでいる。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・○○について検討した結果、現体制（状況等で対応（対策）できており、今後必要に応じて見直しを図っていく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。<br>・警戒レベルに関するチラシを配布するなど、警戒レベルの普及啓発を図っていく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を基に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。<br>・警戒レベルに関するチラシを配布するなど、警戒レベルの普及啓発を図っていく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。<br>・避難勧告等の防災情報を発表する基準を検討していく。 | ・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる |
| | | R5年度 | ・○○について、○○を実施した。実施結果を踏まえ、今後改善していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。 | ・引き続き昭島市防災ガイドブックを配布したり、防災講話等で周知を図った。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・防災気象情報や、その伝達方法についての説明会などへ積極的に参加し、各種資料の際の参考とする。 | ・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる。 |
| | | R6年度 | ・○○について、○○を実施した。実施結果を踏まえ、今後改善していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。 | ・引き続き昭島市防災ガイドブックを配布したり、防災講話等で周知を図った。必要に応じて見直しを図っていく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報等はじめとした防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報をはじめとした防災情報を発表する仕組みを検討していく。 | ・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる。 |
| ⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用 | ・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。<br>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。 | 現状と課題 | 【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】<br>・小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受けており、ホームページや登録制市民メール等で市民に周知している。 | ・小河内ダムからの放流通知をを東京都からのFAXで把握しているため、時差が生じている。リアルタイムで確認できる仕組みが必要。 | ・小河内ダムから放流通知等を受けており、避難情報等の発令の参考にしている。<br>・小河内ダムの放流情報をメールやホームページを利用し、住民へ周知している。 | | | | ・小河内ダムからの放流通知を受けており、市ホームページや登録制市民メール等で市民に周知している。 |
| | | 今後の具体的な取組 | 【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】<br>・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。 | ・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくりを検討。 | ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報等の発令基準の参考とする。 | | | | ・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。 |
| | | R5年度 | 【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】<br>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映した。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | ・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくりを検討。 | ・台風接近時には小河内ダムの情報を逐次確認をしているが、現在どのくらいの放流をおこなっているのか、いつ放流が終了したのかなどの情報共有は引き続き必要。 | | | | ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報の発令基準への反映を検討する。 |
| | | R6年度 | 【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】<br>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映した。<br>【上記以外の区市町村】<br>・セルをグレーに着色する。 | ・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくりを検討。 | ・台風接近時には小河内ダムの情報を逐次確認をしているが、現在どのくらいの放流をおこなっているのか、いつ放流が終了したのかなどの情報共有は引き続き必要。 | | | | ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報の発令基準への反映を検討する。 |
| ⑥隣接区市町村等への避難体制の共有 | ・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。<br>・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。 | 現状と課題 | ・ハザードマップで避難場所を公表している。<br>・東京都よりOO川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の浸正状況を踏まえながら現在の避難場所を確認する必要がある。 | ・ハザードマップに避難場所を公表している。<br>・住民が自身の避難経路を検討できるよう、ハザードマップやマイタイムライン講習会等を通じて情報を提供している。<br>・隣接自治体と避難場所の共有について協定を締結している。 | ・ハザードマップを全戸配付し、避難場所を公表している。転入者については市民課窓口にてハザードマップを配付している。また、ホームページでも公開している。<br>・隣接市との避難場所共有などの連絡体制が確立されていない。<br>・具体的な避難経路は定めていない。 | ・ハザードマップで避難場所を公表している。<br>・洪水などの被害は考えにくいが、住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることは難しい。<br>・隣接市と避難場所等の情報共有を行う必要がある。 | ・ハザードマップで避難場所を公表している。 | ・ハザードマップで避難場所を公表している。<br>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 | ・ハザードマップで避難場所を公表している。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。<br>・東京都よりOO川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の浸正状況を踏まえながら現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。 | ・どの避難所を開設したのか、防災無線やホームページ等で確実に市民に伝達していく。<br>・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。<br>・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。 | ・避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。 | ・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。 | ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。<br>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 | ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。<br>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 | ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 |
| | | R5年度 | ・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。<br>・隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。<br>・想定最大規模降雨に係わるOO川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が遅く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動としている。 | ・どの避難所を開設したのか、防災無線やライン・ツイッター、ホームページで確実に市民に伝達していく。<br>・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。<br>・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。 | ・引き続き避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。 | ・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。 | ・引き続き、転入する市民に対してマップの配布を行った。<br>・引き続き、広報を実施していく。 | ・引き続き具体的な避難経路について検討を重ねていく。 | ・隣接市の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。 |
| | | R6年度 | ・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。<br>・隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。<br>・想定最大規模降雨に係わるOO川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が遅く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動としている。 | ・どの避難所を開設したのかなどの情報について、隣接市と情報共有を図っていく。その3次で、市民への周知についても検討していく。<br>・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。<br>・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。 | ・引き続き避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。 | ・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。 | ・引き続き、転入する市民に対して洪水ハザードマップの配布を行った。<br>・防災講話等で洪水ハザードマップの説明を行った。<br>・引き続き、広報の充実について実施していく。 | ・引き続き具体的な避難経路について検討を重ねていく。 | ・隣接市の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑦要配慮者利用施設等 | ・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。<br>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設 | 現状と課題 | ・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。<br>・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。<br>・地域防災計画に定めた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や来作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。<br>・また、施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署と福祉・健康部署等との役割分担を明確にする。<br>・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画の作成をしている。<br>・要配慮者利用施設の状況把握に時間を要しており、地域防災計画に定めるべき施設であるかどうかの確認ができていない。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設は、防災担当者と福祉・子育て担当部署で確認している。<br>・要配慮者利用施設を施設で避難確保計画は作成済み。<br>・避難確保計画の見直しや避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。<br>・市内に地下街はない。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に定め、避難確保計画の提出を促している。<br>・施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署及び福祉・健康部署等と連携し行っている。<br>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。<br>・地下街等は存在しない。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に定めるべき要配慮者利用施設は存在しない。<br>・市内に地下街はない。また、浸水による浸水は想定されていない。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。<br>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 | ・浸水予想区域内等に要配慮者利用施設が存在しない。<br>・地域防災計画に定められた地下街等が存在しない。 | ・浸水想定区域図から、要配慮者利用施設の抽出を行った。<br>・要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。<br>・避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や来作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。<br>・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。 | ・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施状況を確認していく。 | ・引き続き関係部署と連携し、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促していく。 | ・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 | ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。<br>・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ④危旋レベルの統一による防災情報の整理 | ・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。 | 現状と課題 | 避難情報の変更に伴い、マニュアルの修正、市民への周知等を実施した。 | ・通宣情報を収集し、清瀬市メール一斉配信サービス、市ホームページ、SNS（Twitter、Facebook）、防災行政無線、車両による広報などにより効果的な情報発信を行っている。 | ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。<br>・警戒レベルと避難行動を結びつよう周知を図っていく。 | 避難情報の発令判断・伝達マニュアルを作成した。 | 【区市町村】<br>・全区市町村が対象<br>【気象台】<br>【東京都】<br>・建設局、港湾局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・避難情報や防災気象情報の変更があった場合は、迅速に修正・周知等を実施していく。 | ・今後必要に応じて検討等をしていく。 | 今後必要に応じて見直しを図っていく。 | マニュアルに基づいた訓練等を実施し、適宜見直しを行っていく。 | |
| | | R5年度 | 引き続き市民への周知を実施していく。 | ・各警戒レベルとそれに伴い市民の方に求める行動を市報及びHPにて周知している。災害発生時には、気象庁や東京都が発表する情報を元に警戒レベルを付しての情報提供を実施していく。 | 今後必要に応じて見直しを図っていく。 | 令和5年度においては、見直しの予定なし。 | |
| | | R6年度 | 引き続き市民への周知を実施していく。 | ・各警戒レベルとそれに伴い市民の方に求める行動を市報及びHPにて周知している。災害発生時には、気象庁や東京都が発表する情報を元に警戒レベルを付しての情報提供を実施していく。 | 今後必要に応じて見直しを図っていく。 | 令和6年度についても、見直しの予定なし。 | |
| ⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用 | ・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。<br>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。 | 現状と課題 | | | | | 【区市町村】<br>小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象（都水防計画に基づく関係機関）<br>【東京都】<br>水道局、交通局、建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | |
| | | R5年度 | | | | | |
| | | R6年度 | | | | | |
| ⑥隣接区市町村等への避難体制の共有 | ・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。<br>・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。 | 現状と課題 | ハザードマップで避難所を掲載している。<br>住民が確実に避難できる具体的な避難経路を考える支援を充実させることが必要である。 | ・清瀬市洪水ハザードマップで指定緊急避難場所を掲載し、公表している。<br>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。<br>・状況に応じた避難を実行するための各地域ごとの避難計画策定が課題。 | ・ハザードマップで避難所・避難場所を公表している。<br>・黒目川、落合川における想定最大規模降雨の浸水予想区域図でのハザードマップは作成済。<br>・避難所・避難場所等の情報を隣接市町村と共有済。 | ・都内隣接市と「避難所・避難場所の相互利用」に関する協定を締結している。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局、都立保健医療、教育庁、生活文化スポーツ局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 避難所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。<br>住民が確実に避難できる経路を検討していく。 | ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。<br>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 | ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。<br>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 | ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。<br>・現在の避難所・避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。 | |
| | | R5年度 | 隣接自治体の避難所等をハザードマップに掲載している。<br>引き続き近隣市と避難場所等の情報共有などの連携を図っていく。 | 引き続き隣接市と情報共有等連携を図っていく。 | ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。<br>・現在の避難所・避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。 | 令和5年度においては、見直しの予定なし。 | |
| | | R6年度 | 隣接自治体の避難所等をハザードマップに掲載している。<br>引き続き近隣市と避難場所等の情報共有などの連携を図っていく。 | 引き続き隣接市と情報共有等連携を図っていく。 | ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。<br>・現在の避難所・避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。 | 令和6年度についても、見直しの予定なし。 | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑦要配慮者利用施設等 | ・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。<br>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設 | 現状と課題 | 避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を確認する仕組みづくりが必要である。 | ・令和5年度末の洪水浸水想定区域の指定に伴い、区域内の要配慮者利用施設の抽出を行っている。 | 東久留米市には、該当の要配慮者利用施設及び地下街はない。<br>今後、必要に応じて検討をしていく。 | 対象なし | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の支援を行う。 | ・区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画への記載の有無について検討する。また、当該施設の避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 | 今後、必要に応じて検討をしていく。 | 対象なし | |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村 回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑦地区防災計画における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 | ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。<br>・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。 | R5年度 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。<br>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。<br>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認することで、避難経路を見直した。<br>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言・勧告を行い、令和4年9月末時点の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して作成・実施率100%を達成した。 | ・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施を促す。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。<br>・地域防災計画に定めた施設に対して、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について令和4年度末までに達成率100%を目指して動いていたが達成できていないため、令和5年度末までに達成率を100%目指して動いている。 | ・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、避難確保計画の作成状況や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 | 該当施設なし | ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 |
| | | R6年度 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。<br>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。<br>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。<br>・浸水が想定される区域内の地下街等を把握し、地域防災計画に定めた。<br>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認することで、避難経路を見直した。<br>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言・勧告を行い、令和4年9月末時点の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して作成・実施率100%を達成した。 | ・浸水が想定される区域内の要配慮者施設を新規分を含めて把握し、避難確保計画の提出を促し、提出を受けた。R6.11時点で100%を達成した。<br>・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施を促す。 | ・地域防災計画に定めた施設に対して、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について促し、徐々にではあるが作成・実施数が増加している。 | ・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、避難確保計画の作成状況や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 | ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。 | ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 |
| 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | | | | | | | |
| ⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図や想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の共有 | ・想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条)<br>・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し | 現状と課題 | | | | | | | |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | | | |
| | | R5年度 | | | | | | | |
| | | R6年度 | | | | | | | |
| ⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知 | ・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。<br>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。<br>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。 | 現状と課題 | ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。<br>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。<br>・今後の浸水想定区域の指定対象拡大を踏まえたハザードマップの作成に向けて、○○を進めていく。 | ・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成している。ホームページや広報で公表している。 | ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等での公表及び令和2年度に全戸配布を行った。 | ・東京都が公表する浸水予想区域図（改訂 想定し得る最大規模の降雨）を基にハザードマップを作成し、防災マップとして配付及びホームページ等で公表している。<br>・防災マップの情報をスマートフォンとでも確認できるようにアプリケーションを配信しており、その中でもハザードマップが確認できるようになっている。 | ・洪水ハザードマップを作成し公表している（全戸配布・転入者に提供・ホームページ掲載）。<br>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 | ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。<br>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 | ・ハザードマップにより洪水浸水想定区域を示しているが、住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。<br>・東京都よりOO川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながらハザードマップの更新について検討していく。 | ・市民への配布、ホームページ等での掲載を継続する。 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 | 防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。 |
| | | R5年度 | ・住民へハザードマップを周知するため、再度配布を実施した。<br>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。<br>・○○川流域で発表された想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。<br>・ハザードマップについてわかりやすく解説した記事を広報紙に掲載するなど、住民の認知度の向上を図った。 | ・市民への配布、ホームページ等での掲載を継続する。 | ・ハザードマップ周知のため、転入者や窓口に来た希望者に対して配布を行っている。<br>・住民からの依頼に基づき出前講座を実施し、ハザードマップ等の解説も行っている。 | 防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。 | ・引き続き、転入する市民に対してマップの配布を行った。<br>・民生委員等、地域住民に対し見かたや内容の周知や研修会を行った。<br>・引き続き、広報を実施していく。 | ・住民への周知については、引き続き配布やHP公開により実施していく。<br>・HP公開については、リンク先を分かりやすく案内するなど、改善に努める。 | ・住民へハザードマップを周知するため、防災出前講座等の機会を捉えて再度配布を実施した。 |
| | | R6年度 | ・住民へハザードマップを周知するため、再度配布を実施した。<br>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。<br>・○○川流域で発表された想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。<br>・ハザードマップについてわかりやすく解説した記事を広報紙に掲載するなど、住民の認知度の向上を図った。 | 市内の内水浸水想定区域図の更新に合わせて、内水ハザードマップ、外水ハザードマップを更新した。<br>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。 | ・ハザードマップ周知のため、転入者や窓口に来た希望者に対して配布を行っている。<br>・住民からの依頼に基づき出前講座を実施し、ハザードマップ等の解説も行っている。 | 防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。 | ・引き続き、転入する市民に対してマップの配布を行った。<br>・民生委員等、地域住民に対し見かたや内容の周知や研修会を行った。<br>・引き続き、広報を実施していく。 | ・住民への周知については、引き続き配布やHP公開により実施していく。<br>・HP公開については、リンク先を分かりやすく案内するなど、改善に努める。 | ・訓練や出前講座において、ハザードマップ等の周知した。<br>・出水期前には、市報に水害に特化した特集を組み、市民の防災意識啓発を図った。 |
| ⑩まるごとまちごとハザードマップの促進 | ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。 | 現状と課題 | ・「まるごと・まちごとハザードマップ(実施の手引き)」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討していく。<br>・ハザードマップの内容を十分に周知の上取り組む必要があるため時間を要する。 | 想定浸水深表示板を設置している。広報やホームページで周知を図っている。 | ・土砂災害警戒区域の記載など、ハザードマップの情報拡充・改良に向けた検討を引続き行っていく。 | ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討していく。 | ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討していく。<br>・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 | ・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、民間業者との協定により、電柱広告に避難所案内表示を掲載している。 | ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・○○川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等や令後発表される想定最大規模降雨に係る洪水浸水予想区域図について、十分に周知する必要がある。 | 想定浸水深表示板を活用し、表示板設置箇所周辺の市民が日頃から水害に対する対策を考えてもらうように促す。 | ・他区市町村の取組事例も参考にしつつ、検討していく。 | ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討する。 |
| | | R5年度 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討していく。<br>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、○○について実施した。 | 想定浸水深表示板の設置枚数増加、広報やホームページで市民周知。防災展示週間等で表示板を掲示し、周知を図った。 | ・令和2年度に市内100箇所の浸水想定区域内にある電柱に浸水深を示す看板を設置している。3年度の数規模取り付けはないが、設置した看板の維持管理及び、ホームページ等による周知を引続き行っていく。 | ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に必要性及び費用対効果について引き続き検討していく。 | ・引き続き避難所案内表示を掲載可能な電柱広告の数の増加を図る。 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。 |
| | | R6年度 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討していく。<br>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、○○について実施した。 | ハザードマップの更新に合わせて、浸水想定区域の変更に合わせて、想定浸水表示板の設置の見直しを実施した。 | 浸水想定区域内にある電柱に浸水深を示す看板を設置しているが、看板の維持管理及び、ホームページ等による周知を引続き行っていく。 | ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に必要性及び費用対効果について引き続き検討していく。 | ・引き続き避難所案内表示を掲載可能な電柱広告の数の増加を図る。 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑦地区防災計画における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 | ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。<br>・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。 | R5年度 | 避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等の確認を引き続き行った。 | ・令和5年度末の洪水浸水想定区域の指定に伴い、区域内の要配慮者利用施設の抽出を行っている。 | 今後、必要に応じて検討をしていく。 | 浸水想定区域に新たに指定される範囲に関係するよう配慮者利用施設のある部署に対して情報共有を行った。今後、対象となる要配慮者利用施設の拡張及び避難確保計画の作成義務等に関する説明会を実施するに当たり、連携体制を構築していく。 | 【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局<br>【市町村】<br>市町村のみが対象<br>（下水道等排水施設に関する雨水出水（内水）への対応） |
| | | R6年度 | 避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等の確認を引き続き行った。 | ・令和5年度末の洪水浸水想定区域の指定に伴い、区域内の要配慮者利用施設の抽出を行っている。 | 今後、必要に応じて検討をしていく。 | 対象なし | |
| 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | | | | | |
| ⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図や想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の共有 | ・想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条)<br>・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し | 現状と課題 | | | | | |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | |
| | | R5年度 | | | | | |
| | | R6年度 | | | | | |
| ⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知 | ・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。<br>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。<br>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。 | 現状と課題 | ・浸水予想区域図を基に作成したハザードマップを作成し、市民への配布、市ホームページでの公開を行っている。<br>・避難情報の変更について、修正できておらず、別紙を添付し、その旨周知している。 | ・東京都が公表している洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、公表している。<br>・洪水ハザードマップの周知方法は、防災防犯課窓口の他に市内公共施設窓口へ配置とホームページで公開している。<br>・洪水ハザードマップには、浸水想定の他にも避難時の心得や非常時の持出し品、垂直避難、土砂災害の種類と前兆現象、避難情報の情報伝達、警報・注意報発令基準等を掲載している。 | ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。<br>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 | ・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布及びホームページでの公表を行っている。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 避難情報の変更、今後予定されている浸水想定区域の指定を踏まえ、今後のハザードマップの改正の検討を行う。 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 | ・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。 | ・マップの全戸配布を行い、転入者には転入手続きを行うときにマップを提供している。 | |
| | | R5年度 | 引き続き、ハザードマップの配布及び市ホームページでの公開を行っている。<br>・避難情報の変更については、別紙添付により周知している。 | ・住民への周知については、引き続き窓口配布やHP公開、市報への掲載などにより実施していく。 | ・想定最大規模降雨に係る洪水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。<br>・自治会による訓練での配布や、窓口配布、HP掲載などを実施している。引き続き住民への周知を実施していく。 | ・出水期前に市報等でハザードマップを利用した備えを行うよう周知している。 | |
| | | R6年度 | 引き続き、ハザードマップの配布及び市ホームページでの公開を行っている。<br>・避難情報の変更については、別紙添付により周知している。 | ・住民への周知については、引き続き窓口配布やHP公開、市報への掲載などにより実施していく。 | ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域・浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。<br>・自治会による訓練での配布や、窓口配布、HP掲載などを実施している。引き続き住民への周知を実施していく。 | ・本年度においても、出水期に市報にて周知を行なった。 | |
| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
| ⑩まるごとまちごとハザードマップの促進 | ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。 | 現状と課題 | まるごとまちごとハザードマップについては、作成していない。 | ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 | 「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。 | ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」、他区市町村の取組事例等を参考に検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | 「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。 | ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | |
| | | R5年度 | 他区市町村の取組事例等を参考に実施について検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。 | 「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。 | ・引続き他区市町村の取組を事例を参考に検討を行う。 | |
| | | R6年度 | 他区市町村の取組事例等を参考に実施について検討していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。 | 「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。 | ・引続き他区市町村の取組を事例を参考に検討を行う。 | |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①浸水実績等の周知 | ・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。 | 現状と課題 | ・ホームページで浸水(道路冠水)履歴を公表している。<br>・東京都の浸水実績も取り入れ、都区で一元化し公表していく必要がある。<br>・より多くの住民へ周知するため、○○を進めて行く。 | ・窓口で「目単位での浸水実績を公開している。 | ・浸水履歴については、窓口にて問い合わせがあった場合に対応している。ホームページなどによる周知活動は行っていない。 | 窓口及びホームページ等で浸水実績を公表している。 | ・ホームページ上に浜水ハザードマップを掲載し、浸水実績を公表している。<br>・ホームページで浸水(道路冠水)履歴を公表している。<br>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。 | ・窓口で浸水実績を公開している。<br>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。 | 浸水実績の周知は行っていない。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・他区市町村の取組事例を参考に○○の取組を実施していく。<br>・ハードマップに浸水実績を掲載するなど、住民への周知を図っていく。 | ・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。 | ・他区市町村の取組みを参考に検討していく。 | 引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。 | ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。 | ・より多くの市民に周知してもらうために、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | 不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。 |
| | | R5年度 | ・浸水実績をホームページに公表した。<br>・浸水実績をハザードマップに掲載した。<br>・広報紙やハザードマップに浸水実績を掲載するなどし、住民への周知を図っている。 | ・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。 | ・引き続き他区市町村の取組みを参考に検討していく。 | 引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。 | HPに掲載している浸水実績について被害発生の都度更新を行っている。 | ・引き続き窓口で浸水実績を公開していく。(平成元年度以降のものを掲載)<br>・ホームページに掲載済みであるが、より分かりやすく容易に該当ページを見つけられるよう、掲載方法見直しを検討する。 | 不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。 |
| | | R6年度 | ・浸水実績をホームページに公表した。<br>・浸水実績をハザードマップに掲載した。<br>・広報紙やハザードマップに浸水実績を掲載するなどし、住民への周知を図っている。 | ・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。 | ・引き続き他区市町村の取組みを参考に検討していく。 | 引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。 | HPに掲載している浸水実績について被害発生の都度更新を行っている。 | ・より分かりやすく容易に該当ページを見つけられるよう、ホームページの掲載方法を改善した。 | 不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。 |
| ②自助・共助の仕組みの強化 | A　住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。 | 現状と課題 | ・地区防災計画の策定支援を行う中で、コミュニティタイムライン・マイタイムラインの重要性について周知している。 | ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催している。 | ・自助の取組を促すために、東京マイタイムラインの冊子を窓口で配布をしている。 | ・自助の取組を促すため、マイタイムラインの冊子を配付している。 | ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 | ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 | ・地区防災計画策定の希望がある地域住民に対して、マイタイムラインの重要性を説明・周知している。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・地区防災計画の策定支援を進めるとともに、住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。 | ・引き続き、マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催する。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。 | ・地区防災計画の策定支援を進めるとともに、住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。 |
| | | R5年度 | ・マイタイムラインの策定を加速させるために、講習会を行った。<br>・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を進めて行く。 | ・マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催。 | ・東京マイタイムラインの配布を希望する自治会へ実施した。<br>・来年度以降も引き続き、防災講話等の際に配布していく。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。 | ・防災リーダーの育成に向けた研修を令和元年度より実施している。 | ・より多くの市民に周知してもらうために、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | ・出前講座等の機会をとらえて、マイタイムラインの策定について説明を行った。 |
| | | R6年度 | ・マイタイムラインの策定を加速させるために、講習会を行った。<br>・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を進めて行く。 | ・マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催。 | 引き続き、防災講話等の際や窓口にて配布していく。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。 | ・防災リーダーの育成に向けた研修を令和元年度より実施している。 | ・より多くの市民に周知してもらうために、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | ・出前講座等の機会をとらえて、マイタイムラインの策定について説明を行った。 |
| | B　水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。 | 現状と課題 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進められている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を策定した。今後は、名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進められている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。<br>・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。 | ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。<br>・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 |
| | | R5年度 | ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。<br>・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図った。<br>・避難支援等関係者の研修等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、必要な支援を進めた。 | ・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。 | ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 |
| | | R6年度 | ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。<br>・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図った。<br>・避難支援等関係者の研修等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、必要な支援を進めた。 | ・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。 | ・浸水想定区域図のゆー部地域について、ケアマネージャーと連携し、避難行動要支援者の個別計画策定の推進を図った。<br>・民生委員への名簿の提供を行った。 |
| | C　地域防災力の向上のための人材育成を検討する。 | 現状と課題 | ・避難所毎に行う避難所防災訓練や、町会等が行う防災訓練で、水害についての普及啓発活動を行っている。 | ・各地区ごとに防災訓練を実施し、地域防災力向上を図っている。 | ・毎年、自主防災組織の防災力・防災意識の更なる向上を目的とした自主防災組織リーダー研修会を実施している。 | ・地域防災力向上のため、地域防災フォーラムを実施し、共助の重要性の周知を図っている。 | ・震災時用に作成している避難所運営マニュアルを水害にも対応できる様、見直しを検討する。 | ・住民に対するセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を実施する。 | ・市総合防災訓練や水防訓練の際に住民に対して水害への普及啓発活動を行っている。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 | ・水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 | ・引き続き、自主防災組織リーダー研修会を実施していく。 | ・地域防災力向上のため、共助を支援する取組を検討していく。 | ・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 | ・住民に対するセミナーや防災リーダー育成に向けた取組を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 | ・引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。 |
| | | R5年度 | ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施した。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を検討した。 | 「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会への参加を促進する。 | ・今年度の自主防災組織リーダー研修会は、9月に実施した。 | ・地域防災力向上のため、共助を支援する取組を検討していく。 | ・自主防災組織向けの研修を定期的に実施している。 | ・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。<br>・自助力向上のために講師を招いた講座を開催し、災害に備えた準備について考える機会を設けた。 | ・市総合防災訓練や水防訓練の際に、住民に対して水害への普及啓発活動を行った。 |
| | | R6年度 | ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施した。<br>・防災リーダーの育成に向けた取組を検討した。 | 「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会への参加を促進する。 | ・今年度の自主防災組織リーダー研修会は、台風のため中止となった。 | ・地域防災力向上のため、地域防災フォーラムを実施し、共助の重要性の周知を図った。 | ・自主防災組織向けの研修を定期的に実施している。<br>・地域からの要望に応じて防災講和を実施し、防災に対する基礎知識の定着と情報周知を実施している。 | ・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。<br>・自助力向上のために講師を招いた講座を開催し、災害に備えた準備について考える機会を設けた。 | ・市総合防災訓練や水防訓練の際に、住民に対して水害への普及啓発活動を行った。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②自助・共助の仕組みの強化 | | 現状と課題 | ・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 | ・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施しているが、避難を主眼に置いた訓練は実施していない。 | ・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施しているが、避難を主眼に置いた訓練は実施していない。 | ・水害を想定した避難訓練は実施していない。 | ・市立小中学校全22校で避難所運営連絡会を組織しており、関係機関が連携した訓練を実施している(現在は先進校3校で年1回のペースであるが、今後拡大予定)。<br>・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 | ・関係機関が連携した訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 | 水害に特化した避難訓練は実施できておらず、浸水想定区域の住民を対象に検討していく必要がある。 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①浸水実績等の周知 | ・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。 | 現状と課題 | 窓口で「水害活動時の記録」として閲覧に供している。 | ・東京都がホームページで公表している浸水実績を基に問い合わせに対応している。<br>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。 | 問合があった場合、東京都の水害統計による浸水履歴を紹介している。 | ・防災安全課窓口で浸水実績等の公表をしている。<br>・周知する方法を検討する必要がある。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 現在、窓口での閲覧のみであるが、市ホームページへの掲載についても検討する。 | ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。 | 今後も取り組みを継続していく。 | ・他区市町村の取組を参考に、周知方法を検討していく。 | |
| | | R5年度 | 水害活動時の記録を表形式に取りまとめ、閲覧資料として公開している。 | ・引続き取り組み事例を参考に検討していく。 | 今後も取り組みを継続していく。 | ・引続き市市町村の取組を参考に、より多くの市民へ周知する方法を模索していく。 | |
| | | R6年度 | 水害活動時の記録を表形式に取りまとめ、閲覧資料として公開している。 | ・引続き取り組み事例を参考に検討していく。 | 今後も取り組みを継続していく。 | ・引続き市市町村の取組を参考に、より多くの市民へ周知する方法を検討していく。 | |
| ②自助・共助の仕組みの強化 | A　住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。 | 現状と課題 | ・マイタイムラインを窓口配布している。<br>・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。 | マイタイムラインの活用等効果的な啓発を行っている。 | 自助の取り組みのために、東京マイ・タイムラインを配布し、併せてハザードマップを周知している。 | ・都で配布している「東京マイタイムライン」の配布を行い周知活動を行っている。作成を指導できる人材が育成できていないので、今後都のセミナー等に参加し、作成支援を行える人材の育成をおこなう必要がある。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>総務局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。 | 今後必要に応じて検討を行う。 | ・引き続き、東京マイ・タイムラインとハザードマップの周知を継続する。<br>・講習会や情報等があれば、積極的に周知していく。 | ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう働きかけていく。 | |
| | | R5年度 | ・マイタイムラインを窓口配布している。<br>・防災講話等のタイミングを捉え、マイタイムラインの紹介及び活用の推進を図った。 | ・住民に対する防災講座を実施し、水害リスク及びマイタイムラインに関する周知を引き続き実施する。 | 東京マイ・タイムラインとハザードマップの周知・配布をした。 | ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう引き続き働きかけていく。 | |
| | | R6年度 | ・マイタイムラインを窓口配布している。<br>・防災講話等のタイミングを捉え、マイタイムラインの紹介及び活用の推進を図った。 | ・住民に対する防災講座を実施し、水害リスク及びマイタイムラインに関する周知を引き続き実施する。 | ハザードマップの周知・配布をした。 | ・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう引き続き働きかけていく。 | |
| | B　水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。 | 現状と課題 | ・マイタイムラインを窓口配布している。<br>・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。 | 災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取り組みを進めている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っている。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>福祉保健局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。<br>・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組みを進めていく。 | 引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、取り組みを進めていく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っている。 | |
| | | R5年度 | ・マイタイムラインを窓口配布している。 | ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、主管課で支援を行っている。 | 避難行動要支援者について庁内の連携を強めるなど取り組みを進めた。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っている。 | |
| | | R6年度 | ・マイタイムラインを窓口配布している。 | ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、主管課で支援を行っている。 | 令和5年度に策定した「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者の避難支援に必要なシステムの導入を行った。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っている。 | |
| | C　地域防災力の向上のための人材育成を検討する。 | 現状と課題 | ・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知した。<br>・地域によって防災意識に差が生じている。 | 自主防災組織の拡充と合わせ、都主催の講座に積極的に参加するなどして人材育成を行っている。 | 自治会が行う訓練や講話等において、水害についてのふき小普発活動を実施している。 | ・防災士資格取得の支援を行っている。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>総務局、建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、研修会等の参加を促進する。<br>・他区市町村の取組事例を参考に、取組の実施を検討する。 | 引き続き取り組んでいく。 | 引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。 | ・資格取得制度について見直しを行い、分団長以上経験者が取得する場合も助成を行うこととした。 | |
| | | R5年度 | ・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知した。<br>・自治会主催の防災訓練への参加・支援等を行った。 | ・引き続き、住民に対する防災講座を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 | 引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。 | ・防災士の活用について、引き続き検討していく。 | |
| | | R6年度 | ・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知した。<br>・自治会主催の防災訓練への参加・支援等を行った。 | ・引き続き、住民に対する防災講座を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 | 引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。 | ・防災士の活用について、引き続き検討していく。 | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②自助・共助の仕組みの強化 | | 現状と課題 | ・関係機関が連携した訓練を実施している。(総合防災訓練、水防訓練)<br>・より多くの市民の参加を促す必要がある。 | ・関係機関が連携した訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 | ・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすく、実践的な防災訓練を実施する必要がある。 | ・毎年6月上旬に消防署・消防団とともに水防訓練を実施し、また、災害に備えて本部運用訓練も実施している。<br>・風水害時における避難所開設については、市の職員で実施するため、市職員のうち避難所担当部署の職員に対して設営訓練を実施している。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【気象庁】<br>【東京都】<br>総務局、建設局、港湾局 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑫住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 | ・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。 | 今後の具体的な取組 | ・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 | ・引続き、関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。 | ・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。 | ・避難訓練の実施の必要性について検討していく。 | ・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 | ・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 | ・関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 |
| | | R5年度 | ・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。<br>・各種訓練の機会をとらえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。 | ・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。 | ・今年度は関係機関が参加する市の総合防災訓練を、市内の学校2校を会場として実施した。<br><br>・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水訓練を立川市で実施した。 | ・避難訓練の実施の必要性について検討していく。 | 関係機関と連携し、住民参加型の防災訓練を実施した。今後も総合防災訓練や水訓練の一環として、避難訓練の実施を検討していく。 | 自助・共助力向上のため、より多くの市民に防災に関心を抱いていただけるよう、関係機関と連携し防災フェスタを実施した。<br>今後も防災訓練や水訓練の一環として、避難訓練の実施を検討していく。 | 立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水訓練を立川市で実施した。 |
| | | R6年度 | ・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。<br>・各種訓練の機会をとらえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。 | ・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。 | ・今年度も関係機関が参加する市の総合防災訓練を、市内の学校2校を会場として実施した。<br><br>・第八消防方面本部及び各消防署、立川市、国立市、昭島市や昭島警察署などが参加する「第八消防方面・昭島市・国立市・立川市合同総合水防訓練を当市で実施した。 | ・避難訓練の実施の必要性について検討していく。 | 関係機関と連携し、住民参加型の防災訓練を実施した。今後も総合防災訓練や水防訓練の一環として、避難訓練の実施を検討していく。 | 自助・共助力向上のため、より多くの市民に防災に関心を抱いていただけるよう、関係機関と連携し防災フェスタを実施した。 | 立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を昭島市で実施した。 |
| ⑬防災教育の充実 | ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。 | 現状と課題 | ・護外授業等を通して防災教育を実施している。<br>・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | ・防災教育の実施について検討していく必要がある。 | ・学校から依頼があった場合に、防災に関する出前講座を実施している。 | ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある | ・護外授業等を通して防災教育を実施している。<br>・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | 今後も防災訓練や水防訓練の一環として、避難訓練の実施を検討していく。 | ・水害に特化した内容での防災訓練は実施できていない。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、関係部署と協議〇〇することで防災教育を実施していく。 | ・防災教育の実施について検討していく。 | ・今後も学校からの依頼に応じて防災教育を実施していく。 | ・教育委員会に協力を依頼していく。 | ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・関係部署と協議し小学校等における防災教育を実施していく。 |
| | | R5年度 | ・小中学校の護外授業として、水害に関する防災教育を実施した。<br>・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。<br>・小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 | ・防災教育の実施について検討していく。 | ・防災教育として、都立高校へ出前講座を実施した。<br>・小中学校へ防災訓練を実施した。 | ・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。 | ・総合防災訓練の機会を捉え、防災授業を実施した。<br>・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。<br>・総合防災訓練の機会を捉え、全校において教員による研修（学校危機管理マニュアルの確認、校内安全点検の実施等）を実施した。 | ・防災教育として、市内小中学校へ出前講座を実施した。<br>・出前講座では、防災倉庫や備蓄品、避難所について講義した。 | ・高校生を対象に、水害時等における避難所対応訓練を実施した。 |
| | | R6年度 | ・小中学校の護外授業として、水害に関する防災教育を実施した。<br>・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。<br>・小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 | ・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。<br>・なお、R7年度に向けて、浸水想定区域内の小学校にて東京マイ・タイムライン講習会の実施について協議を進めている。 | ・防災教育として、都立高校へ出前講座を実施した。<br>・小中学校へ防災訓練を実施した。 | ・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。 | ・総合防災訓練の機会を捉え、防災授業を実施した。<br>・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。<br>・市内小中学校にて児童・生徒を対象とした防災教育を実施した。<br>・市内の一部小学校においては、教職員を対象とした防災講座を実施した。 | ・市内小中学校にて児童・生徒を対象とした防災教育を実施した。<br>・市内の一部小学校においては、教職員を対象とした防災講座を実施した。 | ・浸水想定区域内の小学校において、防災訓練に水害に関する防災教育も含み、講話を行った。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑫住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 | ・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。 | 今後の具体的な取組 | ・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの市民が参加する訓練を実施していく。 | ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 | 引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 | ・避難所運営マニュアルを作成している。訓練を踏まえて適宜改正していく。 | |
| | | R5年度 | ・水防訓練及び総合防災訓練（雨天により開催希望縮小）において、関係機関と連携した訓練を実施した。 | ・引き続き、関係機関と連携するとともに、住民に参加を呼びかけやすい実効性のある訓練を実施していく。 | 出水期前の5月に、関係機関と連携した訓練を、住民参加も呼び掛けて実施した。 | 総合防災訓練の一環として、自主防災組織ごとの避難訓練を実施した。 | |
| | | R6年度 | ・水防訓練及び総合防災訓練（雨天により開催希望縮小）において、関係機関と連携した訓練を実施した。 | ・引き続き、関係機関と連携するとともに、住民に参加を呼びかけやすい実効性のある訓練を実施していく。 | 出水期前の5月に、関係機関と連携した訓練を、住民参加も呼び掛けて実施した。 | ・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。 | |
| ⑬防災教育の充実 | ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。 | 現状と課題 | ・市職員等による防災教育を実施している。<br>・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | 避難所運営訓練等で、学校が地域防災に関わる機会ができている。 | ・引続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【教委会】<br>【東京都】<br>教育庁、生活文化スポーツ局、総務局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・学校とも連携し、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | 避難所運営を通じて防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・引続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | |
| | | R5年度 | ・中学生が、授業の一環として、市主催の総合防災訓練へ参加した。<br>・小学校からの依頼に基づき、防災講話を実施した。<br>・小学校における避難所体験訓練を実施予定。 | 水防訓練の会場となった中学校おいては、授業として生徒が水防訓練に参加した。<br>・引続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・小学校の授業テーマとして防災が取り上げられていたためハザードマップ等を使用した防災教育を実施した。<br>・引続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | 市内小学校の授業の一環で避難所の設営訓練等の支援をおこなった。 | |
| | | R6年度 | ・中学生が、授業の一環として、市主催の総合防災訓練へ参加した。<br>・小学校からの依頼に基づき、防災講話を実施した。<br>・小学校における避難所体験訓練を実施予定。 | ・防災教育として、中学校へ出前講座を実施した。 | ・小学校の授業テーマとして防災が取り上げられていたためハザードマップ等を使用した防災教育を実施した。<br>・引続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | 市内小学校の授業の一環で避難所の設営訓練等の支援をおこなった。 | |

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬水防上注意を要する箇所の雨水排水、水防資機材の整備等 | ・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。<br>・水位計（危機管理型を含む。）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）を共有する。<br>・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。 | 現状と課題 | ・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。<br>・維持修繕（水位計、雨量計、カメラ他）にかかる費用が大幅にかかっている。<br>・水位計や河川監視用カメラ等の適正配置など、必要性とともにその検討が必要である。<br>・〇〇の設置状況について、〇〇と共有した。 | ・都が設置している水位計の情報を利用している。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。<br>・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて他自治体の情報が共有できるシステムを検討していく。 | ・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。 | ・現状設置は不要と考えている。引続き他自治会の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。 | ・現場、設置は不要と考えている。必要に応じて検討したい。 | ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、設置していく。 | ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 | ・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。 |
| | | R5年度 | 【都管理河川を有する区市町村】<br>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。<br>・危機管理型水位計の導入について検討している。<br>・〇〇の設置状況について、〇〇と共有した。 | ・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。 | ・現状設置は不要と考えている。引続き他自治体の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。 | 河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。 | ・令和元年度に市管理河川である前川に水位計を3カ所、設置済みである。<br>・都管理河川である空堀川・柳瀬川に設置されている水位計を引き続き活用していく。 | ・水位計の導入は箱尾橋橋・一里塚橋に東京都の水位計が設置されているため、不要と考えているが、必要に応じて検討は続けていく。 | ・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。 |
| | | R6年度 | 【都管理河川を有する区市町村】<br>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。<br>・危機管理型水位計の導入について検討している。<br>・水位計（危機管理型を含む）及び河川監視用カメラ（簡易型を含む）の性能等を調査し、設置の可否について検討していく。<br>・〇〇の設置状況について、〇〇と共有した。 | ・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。 | ・現状設置は不要と考えている。引続き他自治体の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。 | 河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。 | ・令和元年度に市管理河川である前川に水位計を3カ所、設置済みである。<br>・都管理河川である空堀川・柳瀬川に設置されている水位計を引き続き活用していく。<br>【都に対して要望している内容】<br>・都が設置した水位計については、柳瀬川のよもぎ橋では氾濫危険水位がわかる標記になっていない。<br>・柳瀬川の秋津橋に設置されているカメラは水位計の反対側を映しており、機能していない。都の職員に確認したところ、直す予定は無いと言われた。 | ・令和元年度に市管理河川である前川に水位計を3カ所、設置済みである。<br>・都管理河川である空堀川・柳瀬川に設置されている水位計を引き続き活用していく。<br>【都に対して要望している内容】<br>・都が設置した水位計については、柳瀬川のよもぎ橋では氾濫危険水位がわかる標記になっていない。<br>・柳瀬川の秋津橋に設置されているカメラは水位計の反対側を映しており、機能していない。都の職員に確認したところ、直す予定は無いと言われた。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。 |

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬水防上注意を要する箇所の雨水排水、水防資機材の整備等 | ・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。<br>・水位計（危機管理型を含む。）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）を共有する。<br>・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。 | 現状と課題 | ・東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。<br>・市独自の水位計、河川監視用カメラ等は設置していない。 | ・市内に流れている河川については水位計（清瀬橋等）は設置されている。 | 河川監視カメラ・水位計が東京都により設置された。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。<br>・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、水道局、交通局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・河川監視用カメラの設置について必要に応じて検討していく。 | 今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。 | | ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 | |
| | | R5年度 | 東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。 | ・河川監視用カメラが1カ所追加され、計5カ所となった。既設の水位計及び合わせ、活用していく。 | 今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。 | ・引続き水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 | |
| | | R6年度 | 東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。 | ・引き続き、河川監視用カメラの設置について検討していく。 | 今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。 | ・引続き水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 | |

2）的確な水防活動のための取組
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬水防上注意を要する箇所の雨水排水、水防資機材の整備等 | ・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。<br>・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。 | 現状と課題 | ・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を設定した共同点検を実施している。<br>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。<br>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・防災倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。<br>・区市町村内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 | ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。<br>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。<br>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。<br>・市内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 | ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。<br>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。<br>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・区市町村内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。<br>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。<br>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施している。<br>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。<br>・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。 | ・引続き、出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加する。<br>・適宜、水防資機材の導入及び更新を実施していく。 | ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加する。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検に参加していく。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・引続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 |
| | | R5年度 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・新たな水防資機材として、〇〇を整備した。<br>・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。 | ・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。<br>・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。 | ・出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。<br>・引続き水防資機材の導入及び更新を検討する。 | ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・水防資機材である消防団貴用排水ポンプの更新を検討する。 | ・水防資機材を含めた備蓄防災品の点検を実施した。 | ・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施した。 |

2）的確な水防活動のための取組
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬水防上注意を要する箇所の雨水排水、水防資機材の整備等 | ・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。<br>・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。 | 現状と課題 | ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。<br>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。<br>・市役所敷地内に土のう、倉庫内にショベル等の資機材を配備している。 | ・土のう袋やロープ、ブルーシート、水防用吸水ポンプ等を備蓄している。<br>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 | 水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。<br>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。<br>・災害対策倉庫等に土のう、スコップ、排水ポンプ等の資機材を配備している。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・水害に備えた水防資機材の拡充を検討していく。<br>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意する箇所の共同点検に参加していく。 | 適宜、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。 | ・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | |
| | | R5年度 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | 引き続き、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。 | ・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪水防訓練の充実 | ・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。 | R6年度 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・新たな水防資機材として、○○を整備した。<br>・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。 | ・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施している。<br>・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。 | ・出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。<br>・引継を水防資機材の導入及び更新を検討する。 | ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・水防資機材である消防団員用排水ポンプの更新を検討する。 | ・水防資機材を含めた備蓄防災品の点検を実施した。 | ・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施した。<br>・水防資材の点検を実施した。 |
| | | R5年度 | ・毎年、集中姿雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 | ・多摩川について国立市、昭島市、立川消防署、昭島消防署と合同での水防訓練を実施している。<br>・残堀川については実施なし。 | ・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施している。<br>・当番市は三市に持ち回りのため、当番市になるのは3年に1度、当番市では住民も参加するが、それ以外では消防団のみの参加となっているため、住民の水防に対する意識啓発が課題。 | ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 | ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 | ・毎年、出水期前に関係機関と連携して水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 |
| | | R6年度 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・今後も多摩川について水防訓練を実施していく。 | ・引続き水防関係機関と連携した訓練を実施していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 |
| ⑫水防に関する広報の充実 | ・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況を共有する。 | R5年度 | ・出水期においては、ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施している。 | ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。広報内容は、消防団の行事一覧などの活動内容や募集要件など。 | ・ポスター等で水防活動を行う消防団員の募集を図っている。 | ・ホームページ・市報・ポスターや分団広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | ・消防団員が水防活動を行うことにはなっているが、特に広報活動等は行っていない。 | ・出水期においては、ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施している。 |
| | | R6年度 | ・引き続き、区内消防署と協同した入団促進活動を実施。 | ・引続き、ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。<br>・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。 | ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・水防活動についての広報を検討する。 | ・引き続き、出水期前の広報活動を行っていく。 |
| | | R5年度 | ・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施していく。<br>・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。<br>・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。 | ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。<br>・自主防災組織等には水防訓練に参加いただき、知識の共有を図っている。<br>・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。<br>・消防団の訓練の動画撮影し、様々な方々に消防団の活動を周知している。 | ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 | ・ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施した。 |
| | | R6年度 | ・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施していく。<br>・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っていく。 | ・引続き、ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。<br>・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。 | ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | | ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 | ・ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施した。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬水防活動を行う消防団での連携、協力に関する検討 | ・洪水等に対しより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。 | R5年度 | ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。<br>・消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。<br>・消防団は消防署長の所轄の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。 | ・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・引続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・消防団幹部定例会（分団長会議）を定期的に開催し消防団分団間の情報共有を行っている。<br>・消防団は消防署と連携を図り行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化を図っている。 | ・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 | ・引き続き、消防団の連携、協力体制を継続していく。 |
| | | R6年度 | ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。<br>・消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。<br>・消防団は消防署長の所轄の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。 | ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・引続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・消防団幹部定例会（分団長会議）を定期的に開催し消防団分団間の情報共有を行っている。<br>・消防団は消防署と連携を図り行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化を図っている。 | ・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 | ・引き続き、消防団の連携、協力体制を継続していく。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑭災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 | ・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。<br>・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。 | R5年度 | ・洪水時の情報を自動配信メールで伝達していく。<br>・洪水ハザードマップに病院を記載して確認を行っている。<br>・東京都よりOO川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。<br>・浸水リスクのある災害拠点病院等への情報伝達体制・方法を運用している。 | ・ハザードマップに災害拠点病院を掲載しており、その場所の最大浸水深を示している。<br>洪水時の情報伝達については、ホームページや緊急速報メール等で発信している。 | ・浸水予想区域内等に災害拠点病院は存在しない。 | ・浸水予想区域内に災害医療支援病院が立地するが、浸水深が浅く、病院機能への影響を及ぼす恐れがない。 | ・災害拠点病院や緊急医療救護所となる病院への情報伝達方法が課題。 | ・洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けていく。 | 浸水想定区域内に災害拠点病院等の医療機関はない。 |
| | | R6年度 | ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。<br>・洪水ハザードマップにおいて、わかりやすい表現の記載方法を検討し、○○と情報伝達体制を確保していく。<br>・東京都よりOO川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。 | ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、その都度、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。 | ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | 浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 |
| | | R5年度 | ・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。<br>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。 | ・東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認する。 | ・今後も、伝達先及び内容について検討していく。 | 浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・想定最大規模の浸水予想区域図より、複数の災害拠点病院等で1m未満の浸水の可能性が確認されている。<br>・確認された病院に対して、迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。 | ・令和元年6月に想定しうる最大規模の降雨量に基づき、新たな浸水予想区域が発表されたことから、浸水予想区域内の災害拠点病院の確認・見直しを行っていく。<br>・IP無線機等による施設管理者等に対する迅速かつ確実な情報伝達のための訓練など、日頃の連絡を検討していく。 | ・今後も、伝達先及び内容について検討していく。 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪水防訓練の充実 | ・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。 | R6年度 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | 引き続き、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。 | ・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。<br>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | |
| | | R5年度 | ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。<br>・より多くの市民の参加を促す必要がある。 | ・関係機関や市民の参加による水防訓練を毎年実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 | ・毎年、集中姿雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。<br>・より多くの住民が参加しやすい実践的な訓練を実施する必要がある。 | ・毎年、6月上旬に北多摩西部消防署及び消防団が水防訓練を行っている。<br>・災害対策本部設上訓練を実施している。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【気象台】<br>【東京都】<br>建設局、総務局 |
| | | R6年度 | ・水防訓練の反省事項を活かし、より実践的かつ有効な訓練内容を検討していく。<br>・より多くの市民参加を促す。 | ・毎年実施している水防訓練について、住民等の参加等による多様な訓練の内容を検討していく。 | 毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | 引き続き訓練を実施していく。 | |
| ⑫水防に関する広報の充実 | ・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況を共有する。 | R5年度 | ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | ・市ホームページや市報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を行っている。 | ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、総務局 |
| | | R6年度 | ・引き続き、ホームページやポスター等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引き続き、市ホームページ等で消防団員の募集を行っていく。 | 引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | |
| | | R5年度 | 消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。<br>また、消防団員のPR動画（YouTubeにて公開）を活用し、入団促進を実施していく。 | ・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 | ・ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。<br>・イベント等において、消防団員募集の広報を実施した。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | |
| | | R6年度 | 消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。<br>また、消防団員のPR動画（YouTubeにて公開）を活用し、入団促進を実施していく。 | ・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 | ・ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。<br>・イベント等において、消防団員募集の広報を実施した。 | ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬水防活動を行う消防団での連携、協力に関する検討 | ・洪水等に対しより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。 | R5年度 | 大災害等非常事態発生時の相互応援を行う旨、東大和市と隣接の小平市との間で限定的な地域で消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。 | ・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。 | 消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組は行っていない。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局 |
| | | R6年度 | 引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | 引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | |
| | | R5年度 | 引き続き消防団間の連携協力体制を継続していく。 | ・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 | 消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 | ・引き続き他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | |
| | | R6年度 | 引き続き消防団間の連携協力体制を継続していく。 | ・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っていく。 | 消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 | ・引き続き他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑭災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 | ・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。<br>・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。 | R5年度 | IP無線機及び災害対策用衛星電話を設置し、情報伝達態勢を確保している。 | ・東京都災害拠点病院に指定されている国立病院機構東京病院は浸水予想区域内に立地してない。 | ・市内に災害拠点病院はない。<br>・医師会や市内病院に防災行政無線機を配備し、情報連絡体制を構築している。 | ・市内に災害拠点病院はない。<br>・医師会や市内の大きな病院に地域防災無線を配備し、情報伝達体制を構築している。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局 |
| | | R6年度 | ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。<br>・引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用する。 | | 引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | |
| | | R5年度 | 引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用していく。 | ・引き続き、東京都防災行政無線電話・FAXを活用した情報伝達方法を確保していく。 | 引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。 | |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | R6年度 | ・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。<br>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。 | 浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | 浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・想定最大規模の浸水予想区域図より、複数の災害拠点病院等で1m未満の浸水の可能性が確認されている。<br>・確認された病院に対して、迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。 | ・令和元年6月に公表された最大規模の降雨量に基づき、新たな浸水予想区域が発表されたことから、浸水予想区域内の災害拠点病院の確認・見直しを行っていく。<br>・IP無線機等による施設管理者等に対する迅速かつ確実な情報伝達のための訓練など、日頃の備えを検討していく。 | 浸水想定区域内に災害拠点病院等の医療機関はないが、伝達先及び内容について検討していく。 |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 | ・区市町村庁舎等における浸水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）について検討する。 | 現状と課題 | ・浸水予想区域外であるが、止水版等を用意し、浸水対策を実施している。<br>・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。<br>・東京都より○○川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内に庁舎があるか確認する必要がある。 | ・非常用の発電機を屋上に設置している。 | ・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 | ・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 | ・止水用の土のう等を備蓄し、市庁舎への浸水に対応している。<br>・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 | ・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。<br>・土のう等を備蓄し、水害時に活用できるようにしている。<br>・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 | ・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討が必要。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・浸水想定区域内の公共施設への対策検討。<br>・東京都よりOO川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じ対策を検討していく。 | ・今後も適切に施設管理を行っていく。 | ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・浸水防止のための資機材の導入を検討する。<br>・耐水化等の対策を検討していく。 | ・浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 | ・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討が必要。 |
| | | R5年度 | ・浸水防止のために○○資機材を導入した。<br>・発動発電機や庁舎の耐水化を検討した。<br>・発動発電機等の耐水化（設置場所の変更）を実施した。<br>・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。 | ・今後も適切に施設管理を行っていく。 | ・今後も適切に施設管理を行っていく。 | ・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・市役所庁舎敷地内は、東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域では最大で0.5mであり最大な浸水被害の可能性は限りなく低いが、適切な施設管理を行っていく。 | ・公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、必要な耐水対策を検討していく。 | ・地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討を継続していく。 |
| | | R6年度 | ・浸水防止のために○○資機材を導入した。<br>・発動発電機等の耐水化（設置場所の変更）を実施した。<br>・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。 | ・今後も適切に施設管理を行っていく。 | ・今後も適切に施設管理を行っていく。 | ・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・市役所庁舎敷地内は、東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域では最大で0.5mであり最大な浸水被害の可能性は限りなく低いが、適切な施設管理を行っていく。 | ・公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、必要な耐水対策を検討していく。 | ・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討継続していく。 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | R6年度 | ・引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用していく。 | ・引き続き、東京都防災行政無線電話・FAXを活用した情報伝達方法を確保していく。 | 引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。 | | | | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 | ・区市町村庁舎等における浸水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）について検討する。 | 現状と課題 | ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・止水用の土のう等を備蓄している。<br>・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 | ・浸水浸水想定区域外のため、対策を取る必要がない。<br>・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。 | ・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>全局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | 令和3年度に新庁舎を建設、耐水化の対策も図られる設計となっている。 | 引き続き、想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。 | ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | |
| | | R5年度 | ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・庁舎建設完了に伴い、耐水化が完了している。引き続き、維持管理を行っていく。 | 想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。 | 市庁舎については、浸水予想区域外である。 | |
| | | R6年度 | ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・庁舎建設完了に伴い、耐水化が完了している。引き続き、維持管理を行っていく。 | 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域・浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。 | 市庁舎については、浸水予想区域外である。 | |

3）氾濫水の排水に関する取組
氾濫水の排水に関する事項

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②排水施設、排水資機材等の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | ・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。<br>・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。 | 現状と課題 | ・○○を配備している。<br>・防災市民組織へ可搬式ポンプ（消火用）を配備しており、民生同火防訓練では、住民参加型によるそれらポンプを用いた排水訓練を実施している。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備していない。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備していない。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備していない。 | ・消防団に排水ポンプを配備している。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備していない。 | ・排水ポンプを配備している。 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。<br>・水防資機材研修を継続する。 | ・国や都と連携して排水計画等について検討していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。<br>・水防資機材研修を継続する。 |
| | | R5年度 | ・排水ポンプ等の資機材を配備について検討していく。<br>・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っていく。<br>・配備してる資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めていく。 | ・国や都と連携して排水計画等について検討していく。 | ・引続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・消防団に配備している排水ポンプの更新を検討する。 | ・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・北多摩北部建設事務所と合同で排水ポンプ訓練を実施した。 |
| | | R6年度 | ・排水ポンプ等の資機材を配備について検討していく。<br>・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っていく。<br>・配備してる資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めていく。 | ・国や都と連携して排水計画等について検討していく。 | ・引続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・消防団に配備している排水ポンプの稼働訓練を実施する。 | ・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 | ・昭島市で実施をした、立川市、国立市、昭島市・立川消防署、昭島消防署の参加による水防訓練にて、北多摩北部建設事務所と合同で排水ポンプ訓練を実施した。 |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②排水施設、排水資機材等の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | ・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。<br>・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。 | 現状と課題 | 各消防団に排水ポンプが配備されている。 | ・排水資機材は排水ポンプを配備している。 | 排水ポンプを配備している。 | ・各消防団、市に水中ポンプが配備されている。 | 【区市町村】<br>全区市町村が対象<br>【東京都】<br>建設局、下水道局、港湾局、総務局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っていく。 | ・排水資機材の拡充を検討していく。 | 配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 | ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討し、各地域毎に排水ポンプ等の機材を増設する。 | |
| | | R5年度 | 配備している資器材について定期的に点検し、適切な維持管理を行う。 | ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行うとともに、排水資器材の拡充について検討していく。 | 配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底している。 | ・引続き資器材の配備について検討していく。 | |
| | | R6年度 | 配備している資器材について定期的に点検し、適切な維持管理を行う。 | ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行うとともに、排水資器材の拡充について検討していく。 | 配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底している。 | ・引続き資器材の配備について検討していく。 | |

4）その他の取組
その他の事項

| ⑤その他 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内容 | | | 日野市 | | | | | | | |
| 自治体における特徴的な対策、計画等 | | 現状 | 特記事項なし | | | | | | | |
| | | 課題 | 特記事項なし | | | | | | | |
| その他、意見・要望等 | | | 特記事項なし | | | | | | | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 区市町村　回答例 | 立川市 | 昭島市 | 小平市 | 東村山市 | 国分寺市 | 国立市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑫堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） | ・河川整備計画に基づき堤次整備を実施する。<br>・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。 | 現状と課題 | | | | | | | |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | | | |
| | | R5年度 | 【23区のみ対象】<br>・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。 | | | | | | |
| | | R6年度 | 【23区のみ対象】<br>・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。 | | | | | | |
| ⑬種門、種 | ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 | 現状と課題 | | | | | | | |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | | | |

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| ⑤その他 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内容 | | | | | | | | | | |
| 自治体における特徴的な対策、計画等 | | 現状 | | | | | | | | |
| | | 課題 | | | | | | | | |
| その他、意見・要望等 | | | | | | | | | | |

| 項　目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | | 東大和市 | 清瀬市 | 東久留米市 | 武蔵村山市 | 取組機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑫堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） | ・河川整備計画に基づき堤次整備を実施する。<br>・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。 | 現状と課題 | | | | | 【区市町村】<br>特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象<br>【東京都】<br>建設局 |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | |
| | | R5年度 | | | | | |
| | | R6年度 | | | | | |
| ⑬種門、種 | ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 | 現状と課題 | | | | | 【東京都】<br>建設局、下水道局 |
| | | 今後の具体的な取組 | | | | | |

○企業等及び団体等の所得金額（収益事業以外の事業から生じた所得を含む。）又は個人の事業所得の金額（不動産所得の金額を除く。）の計算上、次に掲げる金額は、それぞれ次に定めるところにより、当該所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一　次に掲げる金額　当該金額

イ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十二条第三項第一号に掲げる原価の額、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額

ロ　所得税法第三十七条第一項に規定する必要経費に算入される金額

二　前号に掲げる金額以外の金額で、別表第一に掲げる寄附金（以下「別表第一掲載寄附金」という。）に該当するもの　別表第一掲載寄附金ごとに、別表第一掲載寄附金に係る寄附金控除の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

イ　別表第一掲載寄附金のうち、租税特別措置法第四十一条の十八第一項に規定する認定特定非営利活動法人（ロにおいて「認定特定非営利活動法人」という。）に対する寄附金（ロに掲げる寄附金を除く。）　当該寄附金の額に百分の五十を乗じて計算した金額

ロ　別表第一掲載寄附金のうち、認定特定非営利活動法人に対する寄附金で、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの（当該寄附をした者の当該寄附をした日の属する事業年度における収益事業以外の事業から生じた所得の金額の計算上必要経費に算入される金額が当該寄附をした者の当該寄附をした日の属する事業年度における収益事業以外の事業から生じた所得の金額の百分の五十に相当する金額を超えるものに限る。）　当該寄附金の額から当該寄附をした者の当該寄附をした日の属する事業年度における収益事業以外の事業から生じた所得の金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

ハ　別表第一掲載寄附金のうち、ロに掲げる寄附金以外の寄附金　当該寄附金の額から当該寄附をした者の当該寄附をした日の属する事業年度における収益事業以外の事業から生じた所得の金額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額

○企業等及び団体等の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の計算上、次に掲げる金額は、それぞれ次に定めるところにより、当該所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一　次に掲げる金額　当該金額

イ　法人税法第二十二条第三項第一号に掲げる原価の額、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額

ロ　所得税法第三十七条第一項に規定する必要経費に算入される金額

二　別表第一掲載寄附金のうち、租税特別措置法第四十一条の十八第一項に規定する認定特定非営利活動法人（ロにおいて「認定特定非営利活動法人」という。）に対する寄附金（ロに掲げる寄附金を除く。）　当該寄附金の額から当該寄附をした者の当該寄附をした日の属する事業年度における収益事業以外の事業から生じた所得の金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

三　別表第一掲載寄附金のうち、ロに掲げる寄附金以外の寄附金　当該寄附金の額から当該寄附をした者の当該寄附をした日の属する事業年度における収益事業以外の事業から生じた所得の金額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額

| 項目 | 東京都東久留米市及び北海道北斗市 | | |

○北多摩北部圏設事務所所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |